

○退職手当の支給制限等に関する審査委員会規程

北海道警察本部訓令第10号

平成23年5月17日

改正 令和4年3月29日警察本部訓令第10号

退職手当の支給制限等に関する審査委員会規程を次のように定める。

退職手当の支給制限等に関する審査委員会規程

(設置)

第1条 北海道警察本部（以下「警察本部」という。）に、退職手当の支給制限等に関する審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、北海道職員等の退職手当に関する条例（昭和28年北海道条例第149号。以下「条例」という。）第12条第1項、第14条第1項若しくは第2項、第15条第1項、第16条第1項又は第17条第1項から第5項までの規定による処分について審査し、その結果を北海道警察本部長（以下「警察本部長」という。）に報告する。

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は警務部長とし、委員は警察本部の部長をもって充てる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(庶務)

第4条 委員会の庶務は、警察本部の警務課及び監察官室において処理する。

(審査)

第5条 委員会は、必要の都度、委員長が招集する。

2 委員会の審査は、書面審査によるものとする。ただし、委員長が必要と認めるときは、関係者を出席させ、意見を聴くことができる。

3 警察本部長は、条例第12条第1項又は第14条第1項（第3号を除く。）の規定による処分について、審査を行う必要がないと認めるときは、審査を省略することができる。

4 警察本部長は、条例第14条第3項又は第15条第4項（第16条第2項又は第17条第7項において準用する場合を含む。）の規定により聴取した意見を、委員長を通じ、委員会に諮り、その内容を審査させるものとする。

5 警察本部長は、条例第18条第1項の規定により人事委員会に諮問した結果を、委員長を通じ、委員会に諮り、その内容を審査させるものとする。

6 委員会の審査は、これを公開しないものとする。

7 委員会は、委員長及び委員の過半数が出席しなければ、審査を行うことができない。

8 委員会の審査は、委員長及び委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(回避)

第6条 委員長及び委員は、審査の公正を期し難いと認められる場合は、当該審査に参加することができない。

(委員長の答申)

第7条 委員長は、委員会の決定した退職手当の支給制限等の要否、理由その他必要と認める事項を答申書（別記第1号様式）により警察本部長に答申するものとする。

(委員会の記録)

第8条 委員長は、審査の状況を明らかにするため、退職手当の支給制限等に関する審査委員会議事録（別記第2号様式）を作成しなければならない。

附 則

この訓令は、平成23年5月17日から施行する。

附 則（令和4年警察本部訓令第10号）
この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

※ 別記様式省略